

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十九号

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「入猟税」を「狩猟税」に、「入猟税」を「産業廃棄物埋立税」を「狩猟税
産業廃棄物埋立税」に改める。

附則第七項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。